

運行管理者手帳、消滅？

～手帳の押印が受講証明だったけど、今年度からは証明書～

貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条で選任された運行管理者に対し「2カ年度ごとに1回」の受講が義務付けられている運行管理者一般講習(NASVA主催)について色々変更がありました。ここらで一旦情報を整理します。

運行管理者等指導講習の修了証明方法変更について

●従来の慣れ親しんだ運行管理者手帳は**廃止**！

手帳廃止はナスバ主催に限ります！

秋田モータースクールと秋田南自動車学校主催は手帳押印を継続です。

●手帳押印から修了書に切り替わりました！

各講習受講毎に修了書が発行されます(NASVAのみ)

一般講習受講後、修了書は必ず営業所と本人の双方で保管して下さい。

※紛失した際は**500円で再発行**出来ます。

(直近10年分の履歴取得可)

[運行管理者等指導講習修了証明申請書](#)→



「eラーニング方式による運行管理者等指導講習」 (愛称：eナスバ) が始まりました

[申込手順書](#)→



☑どこでも、くりかえし受講可能(ネット接続環境下)

☑自由なスケジュール(受講期間内であれば途中セーブ可)

☑移動時間の節約

☑簡単なキャッシュレス決済

[申込はここから](#)→



独立行政法人
自動車事故対策機構

National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

秋田県公安委員会指定

秋田南自動車学校

Akitaminami Driving School

"Motor"
Akita Motor School

http://www.ata.or.jp/tekisei/6_schedule/index.html

今年度の講習予定掲載していますのでご確認下さい！

【関連法令等】

・貨物自動車運送事業輸送安全規則 第23条(運行管理者等の選任)



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関